

◎太陽光発電設備を設置された方へ 固定資産税【償却資産申告】のお知らせ

◆ 宜野座村で償却資産に該当する太陽光発電を所有されている方は、毎年1月1日現在の設備に関する必要事項を村長に申告する必要があります。

◆ 償却資産の申告は、収入についての申告（確定申告・村県民税申告等）ではありません。土地や家屋と同様に、償却資産に該当する設備を所有している方に対して、固定資産税が課税されます。

■申告が必要な方

設置者	☆償却資産に該当します☆
個人 (住宅用)	10kw以上の太陽光発電設備(余剰売電・全量売電問わず) 家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電出力量の全量又は余剰を売電する場合、売電事業用の資産となり申告の対象となります。 ※ただし、10kw未満の太陽光発電設備は申告の対象外となります。
個人 (個人事業主)	個人で工場・商店・駐車場・アパート経営などを営む人が、その事業のために太陽光発電を設置した場合は、事業の用に供している資産として、 発電出力量や全量又は余剰売電に関わらず申告の対象となります。 ※農地等に設置されている方も申告対象となります。
法人	事業の用に供している資産として、発電出力量や全量又は余剰発電にかかわらず申告の対象となります。

■課税対象となる太陽光発電設備とは

- ・太陽光パネル（家屋の屋根材となっている場合を除く）・架台・接続ユニット・パワーコンディショナ表示ユニット・電力量計・工事費・附帯費等
- ・アスファルト舗装・フェンス・擁壁・防草対策・防火水槽・浄化槽・外周警戒システムも対象となります。

■申告方法・提出書類

償却資産の申告にあたっては、下記の書類を提出してください。

- ア. 「償却資産申告書」
- イ. 「種類別明細書」
- ウ. 工事請負契約書等（取得価格がわかる資料）
- エ. 電力会社との電気需給契約書（電力を売電する契約書）

■太陽光発電の減税について

一定の太陽光発電には減税措置があります。

減税を受けようとする場合は、申告時に下記の必要書類を添付してください。

特例対象資産	対象取得年月	特例適用期間(割合)	必要添付書類(写し)
固定価格買取制度の認定を受けていない設備で再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助を受けて取得した設備	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	3年度分(2/3)	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が発行した再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書
	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	3年度分 (1,000kw未満→2/3) (1,000kw以上→3/4)	

■その他

所得税や村県民税の経費（減価償却費）として計上できます。

また、ローンで購入した方は、利子分（利子割引料）を経費として計上できます。

お問い合わせ先：宜野座村役場 村民生活課 償却資産担当 Tel098-968-8535

申告書記入例

第二十六号様式(提出用)

令和 平成 2 年 1 月 15 日

令和 平成 2 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

受付印

宜野座村長 殿

1 住所 (又は納税通 知書送付先)	① 宜野座村字□□○○○○番地 (電話 968-0000)		3 個人番号又は法人番号	123456789012	8 短縮耐用年数の承認	有・無	○ 無
	2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	③ 松宜 惣太郎 (屋号)		4 事業種目 (資本金等の額)	(百万円)	9 増加償却の届出	有・無
			5 事業開始年月	年 月	10 非課税該当資産	有・無	○ 無
			6 この申告に添付する者の 居住の氏名	(電基)	11 課税標準の特例	有・無	○ 無
			7 税理士等の氏名	(電基)	12 特別償却又は圧縮記載	有・無	○ 無
					13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法	○ 定額法
					14 青色申告	有・無	○ 無

資産の種類	取 得 価 値			計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	
1 構築物	⑧ 1500000	⑨	⑩	⑪ 1500000
2 機械及び装置	5000000			5000000
3 船 舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合 計	6500000			6500000

15 市(区)町村内
における事業所
等資産の所在地

⑤ ① 宜野座村字□□○○○○番地
②
③

16 借用資産
(有 無)

17 事業所用家屋の所有区分

○ 自己所有 ・ 借家

資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船 舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合 計			

18 備考(添付書類等)

⑦ 例1) 増減なし
例2) 該当資産なし
例3) 平成30年5月10日住所変更
旧住所 □□600番地
新住所 □□965番地

H27-09-571051

- ①・・・住所・氏名をご記入ください。
- ②・・・マイナンバー記入欄です。右詰めでご記入ください。
- ③・・・申告内容の質問等に直接対応する担当者の氏名をご記入ください。
- ④・・・課税標準の特例を受ける場合は「有」を○で囲んでください。
また、特例の対象であることが確認できる資料を添付して下さい。
- ⑤・・・宜野座村内の資産所在地をご記入ください。
- ⑥・・・借用資産の有無と、有の場合の貸主の名称をご記入ください。
- ⑦・・・備考欄
例1) 資産の増減がない場合にはその旨をご記入ください。
例2) 解散・廃業・休業等の場合はその旨と年月日をご記入ください。
例3) 所有者の住所・氏名等に変更があった場合は、年月日と事由をご記入ください。
- ⑧・・・令和元年1月1日現在所有資産の当初取得価格を、種類別に取得合計額を記入してください。
- ⑨・・・当初取得から令和元年1月1日までに減少した資産があれば、種類別に取得合計額を記入してください。
- ⑩・・・平成31年1月2日から令和元年1月1日までに増加した資産の取得合計額を種類別に記入してください。
- ⑪・・・令和元年1月1日現在の資産の取得価格の合計額となります。(⑧-⑨+⑩=⑪)

種類別明細書の記入例

令和 ①
平成 2 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード		松宜 惣太郎										数のうち	
行番	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	価額	課税標準額	摘要	税		
01	2	③ 太陽光発電設備	1	H28 4	5000000	17	0.				⑤	⑥	
02	1	アスファルト舗装工事	1	H28 4	1000000	10	0.				⑤	⑥	
03	1	フェンス設備工事	1	H28 4	500000	10	0.				⑤	⑥	
04							0.				1・2	3・4	
05							0.				1・2	3・4	
06							0.				1・2	3・4	
07							0.				1・2	3・4	
08							0.				1・2	3・4	
09							0.				1・2	3・4	
10							0.				1・2	3・4	
11							0.				1・2	3・4	
12							0.				1・2	3・4	

- ①・・・申告の年度を記入してください。
- ②・・・資産の種類 該当する種類について、数字で記入してください。

1 構築物	アスファルト舗装、フェンス、植栽等
2 機械及び装置	太陽光発電設備(工事費含む)
3 工具・器具及び備品	外周警戒システム等

- ③・・・資産の名称、数量、取得年月日、取得金額を記入してください。
- ④・・・資産の耐用年数を記入してください。(太陽光発電は17年です。) 減価償却資産の太陽年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、第2、第5及び第6に掲げられている耐用年数。
- ⑤・・・増加事由 異動の事由について、以下から該当する数字に丸で囲んでください。
1新品取得 2中古品取得 3移動による受入 4その他
- ⑥・・・移動による受入の場合の説明、申告漏れ等があった場合摘要欄に記載してください。

◎固定資産税の計算方法

太陽光発電設備が課税対象となる場合で、具体的な固定資産税の計算方法です。
10kwの太陽光発電設備を500万円で購入したと仮定した場合の計算例です。
固定資産税の税率は課税評価額の1.4%、太陽光発電設備の法定耐用年数は17年です。
※課税標準の特例が適用する場合、取得後3年間は固定資産税額を3分の2に減免されます。

$$\text{計算式} \quad \text{取得価格} \times \text{減価残存率} = \text{課税標準額(千円未満切捨)}$$

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{固定資産税年税額(百円未満切捨)}$$

①年目 減価残存率(1年目) 0.936
 取得価格 5,000,000円 × 0.936 = 課税標準額 4,680,000円
 4,680,000円 × 1.4% = 65,520円
 1年目の固定資産税年額 = 65,500円

②年目 減価残存率(2年目以降) 0.873
 前年課税標準額4,680,000円 × 0.873 = 課税標準額4,085,000円
 4,085,000円 × 1.4% = 57,190円
 2年目の固定資産税年額 = 57,100円

③年目
 前年課税標準額4,085,000円 × 0.873 = 課税標準額3,566,000円
 3,566,000円 × 1.4% = 49,926円
 3年目の固定資産税年額 = 49,900円